大規模地震・津波災害応急対策対処方針、南海トラフ地震及び首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の改定について（令和3年5月21日中央防災会議幹事会決定）

大規模地震・津波災害応急対策対処方針	大規模地震・津波災害が発生した際に、各防災関係機関がとるべき行動内容等を定めるもの （中央防災会議幹事会・平成29年12月決定）　※大規模地震以外の災害についても必要に応じて準用
南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画	南海トラフ地震が発生した際に、各防災関係機関が直ちに実施する、災害応急対策活動を定めるもの （中央防災会議幹事会・平成27年３月決定 ）
首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画	首都直下地震が発生した際に、各防災関係機関が直ちに実施する、災害応急対策活動を定めるもの （中央防災会議幹事会・平成28年３月決定 ）

主な修正項目

災害対策基本法の改正を踏まえた改定の内容

○災害対策本部の見直し
・特定災害対策本部の設置
・災害が発生するおそれがある段階での災害対策本部の設置

○個別避難計画の作成

○避難勧告・避難指示の一本化等

南海トラフ地震及び首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の時点修正等を踏まえた改定の内容

○時点修正等
・緊急輸送ルート、各種防災拠点の時点修正
・訓練等を踏まえた実動部隊等の進出拠点等の修正

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた改定の内容

○避難所における感染症対策
・避難所の衛生管理や適切な空間の確保、避難所が不足する場合のホテル・旅館等の活用等

○プッシュ型支援物資に配慮（マスク、パーティション等）

○災害発生時の自宅療養者等に対する情報共有等

○被災自治体への応援職員等の感染症対策
・応援職員、応援部隊等の健康管理の徹底等

○ボランティアセンターの感染拡大防止に配慮した運営

その他の改定の内容

○航空機運用調整総合システム（FOCS）の活用
○避難所への災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣
○女性の視点を踏まえた防災対策の推進